

## 亀山市ふるさと納税返礼品提供協力事業者募集要領

### 1. 目的

本募集要領は、亀山市が、ふるさと納税制度による本市への寄附者に対して感謝の気持ちを表すため、本市らしい魅力のある返礼品を進呈するにあたり、その提供に協力する事業者の募集について必要とする事項を定めるものである。

### 2. 申込要件

本募集に申込できる者は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 亀山市内に、事務所又は事業所を有する法人その他の団体及び市内において事業を営む個人であること。
- (2) 市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 代表者等が、亀山市暴力団排除条例（平成23年亀山市条例第1号）第2条第2号に定める暴力団員でないこと。
- (4) 亀山市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

上記の要件を満たす者でも、市が適当でないと認めた場合は、申込を受付けない。

### 3. 募集する返礼品

#### (1) 要件

- ① 亀山市の魅力をPRできるもの。
- ② 関係法令、規則等を遵守し、亀山市内で生産、加工、販売、サービス等が行われているもの。又は、主たる原材料が亀山市産であるもの。
- ③ 通年又は一定の期間内に、品質・数量ともに安定した供給が可能なもの。
- ④ 市からの発注後、概ね2週間以内に市に納品できるもの。但し、返礼品の性質上、速やかな納品が困難なものについては、申込時にその旨を明示し、市と調整を行うこと。
- ⑤ 食品の場合は、返礼品が寄附者に到着してから3日間以上の賞味期限が保障されるもの。但し、生鮮食品についてはこの限りではないが、寄附者に適切に届けられるものであること。
- ⑥ サービスの場合は、利用に係る申込方法等が確立し、体験チケット等の発行日からの有効期限が概ね1年間であること。

⑦次に掲げる事項に該当しないもの。

ア 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）でないこと

※1 使用対象となる地域や期間が限定されているものを含む

※2 事業者等が付与するポイント等を含む

イ 資産性の高いもの（電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品【真珠を含む】、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等）でないこと。

上記の要件を満たす品でも、市が適当でないと思えた場合は、採用しない。

## (2) 価格

返礼品価格には、消費税及び地方消費税、梱包費用を含むものとする。

返礼品価格	市負担額
15,000円以内 (但し、消費税、地方消費税、梱包費用を含む)	返礼品価格 (但し、送料は市負担)

## (3) 提供期間

返礼品協力事業者として決定された年度の末日までとする。ただし、市と事業者のいずれかから、返礼品の提供をとりやめる等の通知がなされない場合には、自動的に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

## (4) その他

- ・返礼品の提案数は、1事業者あたり5件までとする。
- ・返礼品は、原則として単品で15,000円以内であることが望ましいが、複数の商品を組み合わせた詰合せ等でも構わない。
- ・内容量が大量である等、返礼品を一度に納品することが不適当な場合は、複数回に分割して納品しても構わない。  
＜例1＞3,000円以内の菓子詰合せ×5回分割送付＝15,000円以内  
＜例2＞15,000円以内の精肉詰合せ／3回分割送付
- ・農業体験等、寄附者に本市に訪れてもらい実施する返礼品については、寄附者の現地までの交通費や宿泊費等は返礼品価格に含まないものとする。

#### 4. 業務内容

事業者は、次に掲げる業務を行うこと。

##### (1) 返礼品の調達

食品又は雑貨等の場合は、消費・賞味期限、アレルギーの注意事項、調理・利用例、取扱いの注意点等に係る返礼品の説明書等が必要な場合は、合わせて準備すること。

サービスの場合は、体験チケット等サービスの履行を保証する書類を準備すること。

##### (2) 発注書の受領・確認

別に定める、市が発行する発注書に基づいて手続きを進めること。

##### (3) 市への納品

食品又は雑貨等の場合は、梱包済みの返礼品を市に納品すること。サービスの場合は、体験チケット等サービスの履行を保証する書類を納品すること。

##### (4) 市負担額の請求

市への納品後、請求書を発行すること。分割して納品する場合は、納品ごとに請求すること。なお、市は、請求書を受領後、後日、指定の口座に振り込むこととする。

##### (5) 問い合わせ等への対応

寄附者からの、返礼品の内容や配達状況等に関する問合せについては、原則として市が対応する。ただし、返礼品の詳細等、市が対応できない問い合わせについては、事業者の責任において対応すること。

##### (6) その他特記事項

- ・返礼品の発送は、原則として市が行う。ただし、冷蔵・冷凍が必要な生鮮食品については、市での発送は困難であることから、事業者の店頭等において検査を行い、事業者の責任において発送すること。また、後日、送料を含めた代金を請求することとする。
- ・サービスについては、市が寄附者に体験チケット等を発送した後、事業者と寄附者において実施日等を調整の上、着実にサービスを履行すること。

#### 【主な業務の流れ】

区分		【発注】		【返礼品の調達】		【発送】		【請求】
食品・雑貨	生鮮食品	市→事業者	⇒	店頭での検査	⇒	事業者が 発送	⇒	送料込の返礼品代金
	傷みの恐れのない食品・雑貨等			梱包済みの返礼品を納品		市が発送		返礼品代金のみ
サービス	体験チケット等を納品							

## 5. 募集期間

令和2年2月3日（月）から令和2年2月28日（金）

## 6. 申込方法

### (1) 提出書類等

下記の書類及び資料を提出すること。

- ① 亀山市ふるさと納税返礼品提供協力申込書（様式1）：1部
- ② 亀山市ふるさと納税返礼品提案書（様式2）：返礼品ごとに1部
- ③ 誓約書（様式3）：1部
- ④ 市税の納税証明書：1部

・応募の3ヶ月以内に取得したものであること。

・法人にあつては法人の証明書、団体にあつては、課税団体の場合は団体の証明書、非課税団体の場合は団体代表者の証明書、個人事業主にあつては個人の証明書を提出すること。

- ⑤ 返礼品の画像：返礼品ごとに1部

食品又は雑貨等の場合は、返礼品の画像及び梱包状態の画像を各1枚以上提出すること。サービスの場合は、サービス履行イメージ画像を1枚以上提出すること。

- ⑥ その他市長が必要と認めるもの

### (2) 提出方法

・持参又は郵送（送達を確認すること。）とする。

・持参の場合は、参加者はあらかじめ7の担当部署に連絡するものとし、提出期限までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までを受付時間とする。

### (3) 提出期限

令和2年2月28日（金）

### (4) 提出先

7の担当部署とする。

## 7. 担当部署

〒519-0195

三重県亀山市本丸町577番地

亀山市産業建設部 産業振興課 商工業・地域交通グループ

TEL：0595-84-5049

FAX：0595-82-9669

Mail：shokogyo@city.kameyama.mie.jp

## 8. 事業者の選定方法

市が設置する選定委員会の委員が、事業者が提出した返礼品提案書等を審査し、事業者を選定する。なお、審査にあたっては、次に掲げる項目について審査する。

審査項目	審査の視点
1. 価格について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税及び梱包料を含めて15,000円以内であるか。</li> <li>・返礼品の価格は、商品の内容に照らして妥当であるか。</li> </ul>
2. 賞味期限・有効期限について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品の場合は、返礼品が寄附者に届いてから3日間以上の賞味期限が保障されるか。</li> <li>・サービスの場合は、体験チケット等の発行日からの有効期限が概ね1年間であるか。</li> </ul>
3. 発注から納品までの期間について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・概ね2週間以内となっているか。</li> <li>・2週間以上になる場合、その理由は妥当であるか。</li> </ul>
4. 亀山の魅力のPRについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市ならではの特徴のある返礼品であるか。</li> <li>・本市の魅力をPRできているか。</li> </ul>
5. 返礼品の説明・PRについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・返礼品の魅力を十分に説明できているか。</li> <li>・自社の商品のみならず、亀山のPRにつながる記述が含まれているか。</li> </ul>
6. 返礼品の提供可能期間について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・返礼品の内容に照らして、通年または一定の期間内に数量・品質ともに安定した供給が見込めるものであるか。</li> </ul>
7. 添付資料について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品又は雑貨等の場合は、返礼品の画像及び梱包状態の画像が各1枚以上提出されているか。</li> <li>・サービスの場合は、サービス履行イメージ画像が1枚以上提出されているか。</li> <li>・添付画像は、返礼品の状態等がよく分かるものであるか。</li> </ul>

## 9. 返礼品取扱い開始までのスケジュール（予定）

令和2年2月3日（月）	返礼品提供協力事業者募集開始
令和2年2月3日（月）午前8時30分から 令和2年2月28日（金）午後5時15分まで	返礼品提案書等の受付
令和2年3月中旬	選定委員会の開催・選定
令和2年3月中旬（選定委員会後）	結果通知発送
（以下、選定された場合のスケジュール）	
令和2年3月27日（金）まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・画像データやPR文の内容等の調整</li> <li>・市ホームページ等への情報掲載 など</li> </ul>
令和2年4月1日（水）～	返礼品の取扱い開始

## 1 0. 選定結果の通知

- (1) 選定結果は、選定後速やかに申込者全員に通知する。
- (2) 申込者のうち選定しなかった者に対して、選定しなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）の通知を行う。
- (3) (2) の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）に書面により、亀山市長に対して非選定理由についての説明を求められることができる。
- (4) 非選定理由についての説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により通知するものとする。

## 1 1. 個人情報の取扱いについて

- (1) 事業者は、業務上知り得た寄附者の個人情報の取扱いについては、「亀山市個人情報保護条例（平成17年亀山市条例第20号）」及び関係法令を遵守すること。
- (2) 寄附者の住所等の個人情報は、第三者へ提供するなど返礼品の送付以外の目的に使用することはできない。但し、パンフレット等の同封により、寄附者から事業者への商品申込み等で改めて入手された個人情報は、対象外とする。

## 1 2. その他

- (1) 事業者は、予め申込をした返礼品を変更又は辞退する場合は、市へ速やかに報告し、承認を受けること。
- (2) 事業者は、返礼品の納品やサービスの履行における遅延、販売中止、品質及び送付過程等で事故等の問題が発生した場合は、速やかに市に報告すること。
- (3) 寄附者からの、返礼品の内容や配達状況等に関する問合せについては、原則として市が対応する。ただし、寄附者から生鮮食品の配達や返礼品の品質等に関する苦情等があった場合、または返礼品を再送する必要がある生じた場合は、事業者の責任において真摯に対応して解決に努めるものとし、その対応内容について市へ報告すること。
- (4) 市は、選定された事業者及び返礼品が、本要領2及び3に記載する要件を満たさなくなると認められる場合、その決定を取り消すことがある。
- (5) 市は、申込内容に虚偽があった場合もしくは市に損害を及ぼす行為等があった場合は、決定を取り消すことができる。
- (6) 本募集の申込に係る一切の費用は、申込者の負担とする。
- (7) 本募集の返礼品提案に係る報酬は、支給しない。
- (8) 提出書類等は、一切返却しない。
- (9) 提出された書類等は、協力事業者の選定以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (10) その他、本募集要領に定めのない事項について疑義が生じたときは、市と協議の上、双方で誠意をもって処理するものとする。